## 那覇市教育委員会会議録

令和6年度(2024年度)第11回(定例会)

開催日時 令和6年(2024年)9月27日(金)

開会 午前2時00分

閉会 午前2時48分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

#### 出席者

[教育長・教育委員]

宮里寿子教育長、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員

### [事務局職員]

【生涯学習部】稲福喜久二部長、安次嶺博志副部長

(総務課) 平良美夏課長、大城孝史副参事、銘苅ゆかり主幹

【学校教育部】比嘉真一郎部長、平良進副部長

(学校教育課) 濱川太課長、上原彩子副参事、我如古忍指導主事

(学校給食課) 島袋久美子課長、座波園美主幹、金城可恋主事

議事日程 ※日程1は非公開、ただし、日程1は委員の委嘱後に会議録公開。

- 1 議案第27号 那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について【学校給食課】
- 2 議案第28号「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針」について

【総務課】

3 報 告1 いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドラインについて【学校教育課】

議事録作成 (総務課)

宮里教育長 定刻となりました。ハイタイ。前回がお休みでしたので、1ヶ月ぶりかなと思います。会議を始める前に、安里委員から欠席のご連絡がございましたが、定足数を満たしているので会議を進めて行きたいと思います。よろしくお願いします。

では、令和6年度第11回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。よろしくお願いいたします。本日は、議案が2件、報告1件となっております。議事録署名は山城委員になっております。よろしくお願いいたします。ここで非公開について諮りたいと思います。議案第27号は、個人に関する情報が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われます。ただし、議案27号の会議録は委員の委嘱後に公開したいと思います。非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、非公開にしたいと思います。関係者以外の退席をお願いい たします。

### ~ 非公開(委嘱後公開)~

宮里教育長 では、進めて参ります。議案第27号「那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。比嘉学校教育部長、よろしくお願いいたします。

比嘉部長 よろしくお願いいたします。議案第27号「那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱 について」、提案理由をご説明いたします。

那覇市学校運営審議会規則第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第11号に基づき、この案を提出いたします。詳細につきましては、学校給食課よりご説明いたします。

宮里教育長 島袋課長、よろしくお願いします。

島袋課長 学校給食課でございます。よろしくお願いいたします。始めに、議案と資料について、訂正をさせていただきます。議案につきましては、2ページの上部にあります解職の委員までが議案となります。委員名簿以降が資料という形になりますので、お詫びして訂正させていただきます。

始めに、那覇市学校給食運営審議会の概要について、ご説明いたします。 3ページ をご覧いただけますでしょうか。那覇市学校給食運営審議会につきましては、学校給 食の運営等について、調査審議するための組織で教育委員会の附属機関でございます。

第3条(組織)で、「審議会は委員15名内で組織する。」とされ、那覇地区の小学校及び中学校の校長、那覇市立の小学校に在籍する児童又は中学校に在籍する生徒の保護者、学識経験者、その他、教育委員会が必要と認める者で構成されております。

第4条(任期)において、「委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、 前任者の在任期間とする。」と規定されております。

2ページをご覧いただけますでしょうか。本議案は、校長職の1名が人事異動で市

外学校への転任により、規則第3条第2項第1号で定める校長の要件に合致しなくなったため、解職とするものでございます。

1ページをご覧いただけますでしょうか。市外学校への転任による解職で生じた欠 員を補うために、新たに委員を委嘱するものでございます。

新たに委嘱する方は、徳門敦子、さつき小学校校長でございます。校長の代表として、那覇地区公立小学校長会から推薦していただきました。任期は、前任者の在任期間となり、委嘱状を交付する令和6年10月3日から令和8年3月12日となっております。申し訳ございません。先程、漏れを致してしまいました。解職の委員は、町田佑治委員でございます。繰り返しになりますが、人事異動で市外学校への転任により、解職するものでございます。

資料の2ページに、今回、委嘱する委員を加えた委員名簿を載せております。説明 は以上でございます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 宮里教育長 この件について、何か、ご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願いいたしま す。委員に関しては、那覇市から転出されたので、後の任期を、同じさつき小学校の 校長先生にお願いするという事ですね。
- 島袋課長 今回、那覇地区公立小学校長会に推薦のお願いをしておりまして、大規模センター を受配校とする小学校の校長先生という形で、同じく、さつき小学校長先生というこ とで推薦をいただいております。
- 宮里教育長 分かりました。ほかにございますか。大丈夫ですか。私から1件、この審議会でというよりも、この間、給食の食育に関しての県のシンポジウム、あの時に出ていた内容で「黙食」、コロナが終わっても前を向いて食べているような学校があって。この辺が揃ってないな、と思いますが、こういった内容を審議会の中でお話とかしますか。あくまでも、この給食センター等の運営上のお話になりますか。
- 島袋課長 黙食などは各学校のご判断でされていることかと思っている所ですけれども、運営 審議会は、この名簿のとおり様々な方々が参加されていますので、もう黙食を解いて もいいかと思っていますがご意見がありますかという形で、ご意見を聞くことは可能 と考えております。今回、10月3日に運営審議会がございますので、その他の中で、 意見交換という形でさせていただければと思っております。
- 宮里教育長 分かりました。センターの運営とかじゃなくて、給食の在り方とか、そういうこともお話し合いが出来ると捉えてよろしいですか。分かりました。シンポジウムの中で保護者の方がそのお話をされていて、そうだなと思って、コロナが終わっているけれども、何か、子ども達の管理のしやすさではないですけれど、そういうものもあって、そのままの所もあるのかなとか、一石投じても良いのかなと思ったものですから。
- 島袋課長 このあたり、今ご意見をいただきまして、また運営審議会でもご意見をいただいた まして、私の方ではまた、学校の給食の在り方の中で、いろいろなお考えをされてそ

うされている所もあると思いますので、学校給食課でも、意見交換しながら、どのような形で呼びかけができるものかどうか、検討していきたいと思っております。

宮里教育長 専門の方たちがいらっしゃるので。すみません、これは、私からの要望になります。 お願いします。仲本委員、どうぞ。

食育ということで、発言できるのであれば。今は多分、給食を完食するようにとい 仲本委員 うふうに、個人に向かって指導されている方、恐らくいらっしゃらないと思いますけ れど、学級全体としてペロリを、完食を集団として目指しますって言う学級も、多々 あってね、と聞こえてきますけれど、食べられる分でみんなで食べ合おうね、という ことなので、個人の子に向けての完食よりは和らいではいますけれど、やはりこう、 日本の文化がですね。同調圧力で。子どもとは言えありまして。かなりこれが、スト レスに感じるお子さんも居て。出来れば、残食調査も、もちろんとても必要ですけれ ど、自分に見合った量を適切に、仲間と一緒に食べられるという、これがやっぱり生 きる力だと思うんです。自分自身の意思で、自分で選択して、決めて食べられるとい う、選択して食べられるという、その態度というのが、食もそうですけれど、どの生 活場面でも、学習場面でも、主体的に育って行く、そういうことなので、今時の食育 指導というのを、もう少しこう、教諭の中でもセンシティブに扱っていただけると良 いなと。本当にだいぶ良くはなっていますよ。だいぶ良くはなっていますけれど、給 食が怖い子って結構居て、凄くセンシティブになので、その辺りも、その他で良いの で、意見とかもらえるのであれば、こういう場で、話を出していただけると良いなと 思います。

島袋課長 ご意見ありがとうございます。もしかしたらなんですけれども、栄養について、学校給食摂取基準というものがございまして、その中で、子どもたちの栄養摂取のためにこの量が必要ということでさせていただいている所もありますが、やはり自分に見合った量という形で、こういった内容をいれて意見交換が出来たらと思っております。ありがとうございます。

宮里教育長 シンポジウムでもでていましたよね。保護者の方から。今の完食指導の件と黙食、 少し取り上げても良いのかなと思います。ほかにも、ありますか。休憩します。

~ 休憩 ~

~ 再開 ~

宮里教育長 休憩を解きます。ご質問、ご意見はよろしいでしょうか。それでは議案第27号 「那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり、決定してよろ しいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、議案第27号「那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について」は、可決いたしました。ありがとうございます。では、非公開を解きます。

#### ~ 非公開(委嘱後公開)~

宮里教育長 よろしいでしょうか。続いては、議案第28号「那覇市教育委員会市費負担職員 (指導主事を除く。)定期人事異動基本方針について」を議題といたします。稲福生涯 学習部長、よろしくお願いいたします。

稲福部長 議案第28号、「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動 基本方針」、令和4年9月29日付け教育委員会議で議決し制定されたものですが、 こちらを今回廃止し、新たに中長期的な方針を示した「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針」を制定するため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第7号に基づき、この案を提出させていただきます。方針の内容については、総務課から説明させていただきます。

宮里教育長 大城総務課副参事、どうぞ。

大城副参事 総務課副参事の大城と申します。私のほうから内容について、説明をさせていただきます。まず、令和4年度に、指導主事を除きます市費負担職員の人事異動基本方針につきまして策定をしたところでございますが、毎年の時流に合わせてローリングするため、教育長決済として、要綱に定めることとして廃止をし、中長期的な人事の考え方を含めた新たな人事異動の基本方針を制定するため、今回の議案として提出をするものでございます。それでは、今回、制定を予定しております1ページの那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)人事異動基本方針(案)をご覧ください。

基本方針(案)では、1で、採用後の在職期間を「概ね8年目までの若手職員」、「概ね9年目以降の中堅職員」、そして「管理職」の3つに区分した人事異動の基本的な考え方を示し、2で、昇任者の選考の考え方を示す構成となっております。

1の区分別の方針としましては、8年目までの職員につきましては、基礎的知識や能力の習得といった育成を基本とした人事異動を行うこと。9年目以降の職員につきましては、適性を広げることを目的とし、管理職登用も見据えた人事異動を行うこと。

最後に、管理職につきましては、それぞれの能力を確認し、組織の円滑な業務遂行体制の構築を目的とした人事異動を行うとした内容をとなっております。昇任者につきましては、能力、意欲、実績を評価し、登用するものとする、としております。

次に、2ページになります。資料1、現在の定期人事異動基本方針でございますが、 冒頭に説明いたしましたとおり、新たな方針の制定に合わせて、廃止といたします。

次に、3ページから4ページの資料です。市長事務部局の人事異動実施方針です。 5ページの資料3が、教育長決裁として定める要綱(案)となっております。なお、 要綱(案)につきましては、資料2の市長事務部局の実施方針の「1 基本的な考え 方」と同様な内容にする予定としており、今回、議案として提出しております新たな 人事異動方針の制定後に、教育長決裁を受けたいと考えている所でございます。私か らの説明は、以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。 宮里教育長 この件について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。休憩します。

~ 休憩 ~

~ 再開 ~

宮里教育長 再開します。ご意見はありますか。この市長事務部局の方針は、結構その時の時流 で毎年、変わって行くということがありますか。今年度、令和7年度のものではウェ ルビーイングとかが入ってきたことになりますか。

大城副参事 そうですね。例えば、今年度の所になりますと、市長事務部局の実施方針の(4)、 昇任者の選考では、年齢にかかわらず、そういったものとか。また、昨年度からにな りますとDXの取組みとか、そういったものもあります。

宮里教育長 令和5年度の定年引上げなども、やはりその時その時で変わってくるんですね。 それに合わせて基本方針が変わってくると。ほかにもありますか。素朴な意見ですが、 8年がやっぱり、節目ですか。経験として。

平良課長 大体、予算的な管理部門や、来客対応の窓口の部門、イベント関係の部門などを、3 年クールで異動していくというイメージなので、3所属目がちょうど、8年終わった ところ、ということになるので、概ね8年ということになるかなと。

宮里教育長 業務自体が、ということですね。

平良課長 8年の間に、行政の色々な部門を経験させていこう、という考え方になります。

宮里教育長 ほかに、ございますか。よろしいですか。それでは議案第28号「那覇市教育委員 会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針について」は、原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

宮里教育長 異議なしということで、議案第28号「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動基本方針について」は、可決いたしました。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。次は、報告となります。報告1「いじめ重大事態調査結果の 公表に関するガイドラインについて」の説明をお願いいたします。比嘉学校教育部長、 よろしくお願いします。

比嘉部長 よろしくお願いします。件名「いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドラインについて」でございます。報告理由を申し上げます。いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく、重大事態に関する調査報告書の公表の有無について検討するにあたり、いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドラインを策定いたしましたので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定に基づき、この件を報告するものです。ガイドラインの詳細につきましては、学校教育課より、ご説明いたします。

宮里教育長 濱川学校教育課長、よろしくお願いいたします。

濱川課長

説明いたします。今回、策定いたしました「いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドライン」は、本市におけるいじめ重大事態に関する調査を行った場合、調査報告書を公表するか否かの判断基準を明確にしておくためでございます。

文部科学省が、令和6年8月に「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の 改訂版を示しており、それを踏まえて、当該調査結果を公表するにあたり必要な事項 を定めております。お手元の資料、ガイドライン2ページをお開きください。

始めに、このガイドラインの構成について、ご説明いたします。「1 はじめに」 の部分で、ガイドラインに書かれている内容の説明をしております。「2 調査結果 の公表」では、公表の意義、目的、影響、公表の在り方について定めております。

続いて、4ページの「3 公表の判断」では、公表しない事案について定めております。「4 調査結果の公表について」では、公表方法、公表の手順について定めております。「(1)公表方法」については、教育委員会が公表の目的に合わせて概要版を作成し、同概要版を調査委員会に諮問したうえで、期間を6ヶ月とし、速やかに本市のホームページにて公開するとしております。また、被害児童生徒及びその保護者に意向の変化が生じた場合、公表の継続が困難な事情が生じた場合等は講評を中止する、非公表と判断した場合は、原則として公表の再検討は行わないとしております。

続いて、5ページをご覧ください。「(2) 公表の手順」といたしましては、まず、調査委員会による調査開始時に、被害児童生徒及び保護者に対し、本ガイドラインを示し、予め、公表に関する方針を説明することとしております。「イ 公表する場合の関係者の意向確認」については、被害者側が公開を希望しない場合、公表しないとしております。「(ウ) 意向確認のための期間」にありますように、調査報告書による報告が行われた後、概ね2週間以内に被害児童生徒及びその保護者の意向を確認することとしております。また、「ウ 概要版の作成及び諮問」に関しては、教育委員会で作成した概要版を調査委員会に諮問し、その答申内容を尊重したうえでの公表となります。

最後に、公表する際に、ホームページ上に掲載する概要版の例を示しています。公表する際の概要版に関しては、調査委員会からの調査報告書の項目に、「学校等の対応」や「今後の再発防止について」がございますので、その部分の概要を記載しての公表となります。説明は以上となります。

宮里教育長 この件について、ご質問等がありますか。お読みになって。休憩します。

~ 休憩 ~

~ 再開 ~

宮里教育長 休憩を解きたいと思います。ご質問、ご意見等ありますか。大丈夫ですか。では、 すべての質問は終了ということで、報告1「いじめ重大事態調査結果の公表に関する ガイドラインについて」は、終了いたします。ありがとうございました。 以上を持ちまして、令和6年度第11回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。 お疲れ様でした。

# 案件の審議結果

	議案第27号	那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について	原案どおり可決
	議案第28号	「那覇市教育委員会市費負担職員(指導主事を除く。)定期人事異動	原案どおり可決
		基本方針」について	